

各 位

宇佐両院商工会
会長 川 野 克 喜

宇佐市プレミアム商品券事業の登録店募集についてのお知らせ

時下、ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素より商工会事業につきまして、ご支援ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、大分県の新型コロナウイルス感染症対策（地域消費喚起）として、宇佐市並びに宇佐両院商工会、宇佐商工会議所と連携を図りながら標記商品券事業を実施いたします。

つきましては、登録店の申込みを下記のとおり行いますので、商工会安心院本所及び院内支所へ署名捺印のうえ、令和4年2月10日（木）迄【締切期間】にお申し込みください。

尚、申込みは使用期間の前日（6/24）迄は随時受付いたしますが、市民向けチラシへの掲載が出来ませんのでご注意ください。（＊締切以降はホームページのみ掲載）また、従前に販売した各種商品券事業の登録店への申込みがあっても、新たに本申込書の提出が必要となります。

本登録店申込書受付後、準備が整い次第、取扱要領やポスター等をお渡しする予定です。

記

1. 事業名「宇佐市プレミアム商品券」

（額面 1,000 円券×13 枚〔一般店 8 枚・大型店 5 枚〕）＝10,000 円にて抽選販売）

2. 発行予定額 611,000,000 円（内訳 13,000 円×47,000 セット）

3. 販売期間 令和4年3月28日（月）～ ＊宇佐商工会議所では3/26（土）～

4. 使用期間 令和4年3月26日（土）～6月25日（土） ＊換金最終は7月初旬～中旬頃

5. 換金手続き

【換金場所】「宇佐両院商工会安心院本所」【支払方法】小切手発行（指定日有り）

＊換金手数料は無料（非会員は3%を徴収）

キ リ ト リ

<登録店申込書>

令和4年 月 日

宇佐両院商工会 行き

宇佐市プレミアム商品券の取扱いについて登録をします。

併せて、チラシ（ホームページ）に下記事業所名を掲載することを承諾します。

事業所名： _____

代表者名： _____ 印

〔連絡先（ ） - - 〕

商工会受付印

「宇佐市プレミアム商品券事業」取扱要領

1. 目 的

大分県の新型コロナウイルス感染症対策（地域消費喚起）として、宇佐市並びに宇佐両院商工会（以下、「当商工会」という。）、宇佐商工会議所と連携を図りながら「宇佐市プレミアム商品券事業」の取り組みを実施いたします。当商工会では、コロナ禍の長期化により打撃を受けた地域小規模事業者等の着実な回復に向け支援に努めてまいります。

2. 商品券の事業概要等

宇佐市プレミアム商品券【1枚あたりの額面1,000円／発行額611,000,000円】

販売は10,000円（1,000円券×13枚〔共通券5枚・限定券8枚〕）で13,000円分の商品券

- ・販売期間：令和4年3月28日（月）～令和4年4月8日（金）＊会議所は3/26（土）～
- ・使用期間：令和4年3月26日（土）～令和4年6月26日（日）

＊消費者向け販売（事前の応募で抽選にて当選した方のみ）

＊両院地域（安心院・院内）登録店については、共通券・限定券の区別はありません。

3. 登録店の申込み手続き

本商品券の取扱いを受諾した事業所は当商工会本所・院内支所にて**事前に登録申請**を行う。

4. 商品券登録店の責務

- （1）この商品券は、商品購入やサービス提供の支払代金として額面金額までご利用いただけます。なお、おつり銭のお返しはいたしません。
- （2）商品券登録店が商品券利用者に商品券では代金決済ができない旨を表示している商品やサービス以外は、商品券の受取を理由なしに拒否しないこと。
- （3）偽造、変造又は不正に作成されたもの、あるいは大量に商品券が使用される等、不正の疑いが認められる際には、直ちに当商工会にその内容を通報すること。
- （4）使用期限の切れた商品券での取引は行わないこと。
- （5）商品券登録店が商取引で受け取った商品券は、再使用しないこと。
- （6）商品券登録店であることの表示を店頭に行うこと。

5. 商品券の換金手続き

- （1）商品券の換金手続き場所

当商工会安心院本所にて行う。

- （2）商品券の換金受付期間等

令和4年4月1日（金）～令和4年7月8日（金）

午前9時～午後4時（当商工会の通常業務時間内の受付とする）

＊休日及び時間外の換金手続きはできません。

- （3）換金手続き

商品券裏面に商品券登録店名印を押印して、受取り商品券と「商品券引換請求兼受付書」（以下「受付書」という。）を当商工会に提出し、必要であれば、その受付書の写しをお渡しする。

- （4）換 金

当商工会が商品券登録店から請求を受けた場合は、当商工会窓口にて小切手で支払うものとする。また、会員については手数料を無料とし、非会員については換金総額の3%を徴収する。

＊小切手支払日は毎週水曜日とし、前週（金曜日）までの受付分とする。